様式中「第27条の4第6項第1号又は第39条の39第5項」を「第27条の4第13項第1号又は第39条の39第12項」に、「第20条第9項第1号又は第22条の23第9項第1号」を「第20条第18項第1号又は第22条の23第18項第1号」に、「第42条の4第3項」を「第42条の4第6項」に、「第68条の9第3項」を「第68条の9第6項」に改める。

（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件の一部改正）

第二条　平成二十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号に規定する試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号」を「第二十条第十八項第二号又は第二十二条の二十三第十八項第二号」に改め、同条第二項第二号中「第二十七条の四第六項第五号」を「第二十七条の四第十三項第五号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第六項」に、「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改める。

様式中「第27条の4第6項第5号又は第39条の39第5項」を「第27条の4第13項第5号又は第39条の39第12項」に、「第20条第9項第2号又は第22条の23第9項第2号」を「第20条第18項第2号又は第22条の23第18項第2号」に、「第42条の4第3項」を「第42条の4第6項」に、「第68条の9第3項」を「第68条の9第6項」に改める。

○総務省告示第百三十一号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十九年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八四
営業用バスの標準軽油使用量	一二、七〇〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一三、三二〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、四一〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、六九〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・〇四三三

○総務省告示第百三十二号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第七十五項第三号及び第七十六項第三号に規定する総務大臣が指定する業種を次のように定め、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第七十五項第三号及び第七十六項第三号に規定する総務大臣が指定する業種は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類の業種とする。

都道府県名	業種
埼玉県	中分類〇五―鉱業，採石業，砂利採取業、中分類一四―パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類一六―化学工業、中分類一七―石油製品・石炭製品製造業、中分類二一―窯業・土石製品製造業、中分類二二―鉄鋼業、中分類二三―非鉄金属製造業、中分類二五―はん用機械器具製造業、中分類二六―生産用機械器具製造業、中分類二七―業務用機械器具製造業、中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類二九―電気機械器具製造業、中分類三〇―情報通信機械器具製造業、中分類三一―輸送用機械器具製造業、中分類三八―放送業、中分類四二―情報サービス業、中分類四三―インターネット附随サービス業、中分類四四―ガス業、中分類四五―熱供給業、中分類四六―水道業、中分類四七―通信業、中分類四八―映像・音声・文字情報制作業、中分類四九―鉄道業、中分類五〇―道路旅客運送業、中分類五一―道路貨物運送業、中分類五二―倉庫業、中分類五三―運輸に附帯するサービス業、中分類五四―郵便業（信書便事業を含む）、中分類五五―各種商品卸売業、中分類五六―繊維・衣服等卸売業、中分類五七―建築材料，鉱物・金属材料等卸売業、中分類五八―機械器具卸売業、中分類五九―自動車卸売業、中分類六〇―電気機械器具卸売業、中分類六一―その他の卸売業、中分類六二―各種物品小売業、中分類六三―織物・衣服・身の回り品小売業、中分類六四―飲食料品小売業、中分類六五―自動車・自転車小売業、中分類六六―家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業、中分類六七―その他の小売業、中分類六八―無店舗小売業、中分類六九―銀行業、中分類七〇―協同組織金融業、中分類七一―クレジットカード業，割賦金融業、中分類七二―貸金業、中分類七三―質屋、中分類七四―両替業、中分類七五―補助的金融業等、中分類七六―保険媒介代理業、中分類七七―保険サービス業、中分類七八―不動産取引業、中分類七九―不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）、中分類八〇―不動産賃貸業（貸家業，貸間業に限る）、中分類八一―物品賃貸業、中分類八二―学術研究機関、中分類八三―専門サービス業（他に分類されないもの）、中分類八四―広告業、中分類八五―技術サービス業（他に分類されないもの）、中分類八六―宿泊業、中分類八七―飲食店、中分類八八―持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類八九―洗濯・理容・美容・浴場業、中分類九〇―娯楽業、中分類九一―冠婚葬祭業、中分類九二―学校教育、中分類九三―学習支援業、中分類九四―医療業、中分類九五―保健衛生、中分類九六―社会保険・社会福祉・介護事業、中分類九七―郵便局、中分類九八―協同組合（他に分類されないもの）、中分類九九―廃棄物処理業、中分類一〇〇―自動車整備業、中分類一〇一―機械等修理業（別掲を除く）
千葉県	中分類〇二―林業，中分類一〇―飲料・たばこ・飼料製造業、中分類一六―化学工業，中分類一七―石油製品・石炭製品製造業，中分類一八―プラスチック製品製造業（別掲を除く）、中分類二一―窯業・土石製品製造業、中分類二二―鉄鋼業、中分類二三―非鉄金属製造業、中分類二五―はん用機械器具製造業、中分類二六―生産用機械器具製造業、中分類二七―業務用機械器具製造業、中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類二九―電気機械器具製造業、中分類三〇―情報通信機械器具製造業、中分類三一―輸送用機械器具製造業、中分類三八―放送業、中分類三九―情報サービス業、中分類四〇―インターネット附随サービス業、中分類四一―映像・音声・文字情報制作業、中分類四八―運輸に附帯するサービス業、中分類四九―各種商品卸売業、中分類五〇―繊維・衣服等卸売業、中分類五一―建築材料，鉱物・金属材料等卸売業、中分類五二―機械器具卸売業、中分類五三―自動車卸売業、中分類五四―電気機械器具卸売業、中分類五五―その他の卸売業、中分類五六―各種物品小売業、中分類五七―織物・衣服・身の回り品小売業、中分類五八―飲食料品小売業、中分類五九―自動車・自転車小売業、中分類六〇―家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業、中分類六一―その他の小売業、中分類六二―無店舗小売業、中分類六三―銀行業、中分類六四―協同組織金融業、中分類六五―クレジットカード業，割賦金融業、中分類六六―貸金業、中分類六七―質屋、中分類六八―両替業、中分類六九―補助的金融業等、中分類七〇―保険媒介代理業、中分類七一―保険サービス業、中分類七二―不動産取引業、中分類七三―不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）、中分類七四―物品賃貸業（貸家業，貸間業に限る）、中分類七五―学術研究機関、中分類七六―専門サービス業（他に分類されないもの）、中分類七七―広告業、中分類七八―技術サービス業（他に分類されないもの）、中分類七九―宿泊業、中分類八〇―飲食店、中分類八一―持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類八二―洗濯・理容・美容・浴場業、中分類八三―冠婚葬祭業、中分類八四―学校教育、中分類八五―学習支援業、中分類八六―医療業、中分類八七―保健衛生、中分類八八―社会保険・社会福祉・介護事業、中分類八九―郵便局、中分類九〇―協同組合（他に分類されないもの）、中分類九一―廃棄物処理業、中分類九二―自動車整備業、中分類九三―機械等修理業（別掲を除く）
東京都	中分類〇三―漁業（水産養殖業を除く）、中分類〇五―鉱業，採石業，砂利採取業、中分類〇六―総合工事業、中分類〇八―設備工事業、中分類〇九―食料品製造業、中分類一〇―飲料・たばこ・飼料製造業、中分類一一―繊維工業（家具を除く）、中分類一二―木材・木製品製造業（家具を除く）、中分類一三―家具・装備品製造業、中分類一四―パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類一五―印刷・同関連業、中分類一六―化学工業、中分類一七―石油製品・石炭製品製造業、中分類一八―プラスチック製品製造業（別掲を除く）、中分類一九―ゴム製品製造業、中分類二一―窯業・土石製品製造業、中分類二二―鉄鋼業、中分類二三―非鉄金属製造業、中分類二四―金属製品製造業、中分類二五―はん用機械器具製造業、中分類二六―生産用機械器具製造業、中分類二七―業務用機械器具製造業、中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類二九―電気機械器具製造業、中分類三〇―情報通信機械器具製造業、中分類三一―輸送用機械器具製造業、中分類三二―その他の製造業、中分類三五―熱供給業、中分類三六―水道業、中分類三七―通信業、中分類三八―放送業、中分類三九―情報サービス業、中分類四〇―インターネット附随サービス業、中分類四一―映像・音声・文字情報制作